

○文化庁告示第八十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七イの規定に基づき、同号イに規定する文化庁長官が定める期間を次のように定める。

令和三年十一月二十四日

文化庁長官 都倉 俊一

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七イに規定する文化庁長官が定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送される場合のその間隔（以下単に「間隔」という。）が一週間を超え二週間以内の場合 二週間
- 二 間隔が二週間を超え三週間以内の場合 三週間
- 三 間隔が三週間を超え四週間以内の場合 四週間
- 四 間隔が四週間を超える場合 一月

附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。